様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2024　年　8　月　7　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） きたのけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 北野建設株式会社  （ふりがな） きたの　たかひろ  （法人の場合）代表者の氏名 　 北野　貴裕  住所　〒380-8524 長野県長野市県町524  法人番号　7100001000742  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　「北野建設のDXについて」 | | 公表日 | 2024年　6月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Web-HPで公開（北野建設のDX遂行ビジョンと方向性について（中長期的目標）  <https://www.kitano.co.jp/corporate/dx-kitano.php> | | 記載内容抜粋 | 当社は経営理念である高品質・高付加価値なものづくりを追求するためにデジタル技術を活用し、また地域の建設業界のデジタルトランスフォーメーション（DX）を牽引し、建設業界全体の効率化に寄与することでお客様及び社会の持続的な発展に貢献する。情報処理技術の活用の方向性は以下の通り。   1. データ活用によるお客様のメリット最大化 2. 長時間労働の削減と働き方改革 3. 建設業界の魅力向上と人材確保 4. 関係会社とのデジタルを利用した連携 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 課題解決における事項について取締役会より承認権限を委譲されている本部会において討議のうえ承認されHPに掲載したもの |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　「北野建設のDXについて」 | | 公表日 | 2024年　6月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Web-HPで公開（DX推進プロジェクトについて）  <https://www.kitano.co.jp/corporate/dx-kitano.php> | | 記載内容抜粋 | 具体的な方策として以下を実施する。   1. 施工管理業務の変革   ドローンやAI、機械の自動化を含む建設テックの導入にも積極的に取り組みます。また、現場内外での情報共有の仕組みを整備し、より高品質・高効率な施工方法の確立に役立てます。最新のIT技術を無事故無災害実現のために活用します。   1. 設計業務の変革   BIM技術を検討し設計業務に適用します。設計BIMから施工BIMまで包括的な活用を検討し、プロジェクト全体の効率化を模索します。   1. 管理部門の業務改革   管理部門においてもRPAや大規模言語モデル（LLM）等の生成AI技術の導入を検討するとともに、ツールの導入だけでなく業務プロセスの再構築（BPR：Business Process Reengineering）を行い、生産性向上を目指します。   1. データの利活用   業務データの有効活用を実現します。データ蓄積基盤の構築と分析手法の検討を行い、より高品質、高付加価値なモノづくりに役立てます。また、データの可視化による迅速な経営判断を目指します。   1. インフラ整備   柔軟性や拡張性の向上及び最新技術を活用するためのクラウドシフトに加え、セキュアなネットワーク構築も行います。インフラ整備においては柔軟性とセキュリティのバランスを考慮し、効果的なクラウド活用を模索します。   1. 基幹システムの再構築   基幹システムの再構築を行います。レガシーシステムを刷新し、新技術の導入とビジネスプロセスの最適化を推進します。周辺システムとの連携も促進しデータをシームレスに活用できる環境を構築します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 課題解決における事項について取締役会より承認権限を委譲されている本部会において討議のうえ承認されHPに掲載したもの |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社Web-HPで公開（遂行体制）  <https://www.kitano.co.jp/corporate/dx-kitano.php> | | 記載内容抜粋 | 体制・組織   1. 社長直轄のDX戦略推進本部を設置し、DXに関する意思決定と遂行を効率的に行う 2. DX戦略推進本部は組織内の各部門との連携を促進する 3. DXに関する全社横断的な議論を行うための会議を実施する 4. 社内リソースに限定することなくITベンダーを積極的に活用する   人材育成・確保   1. DX遂行人材確保のための研修の実施 2. ロードマップを作成する等従業員のスキル向上のための計画を策定 3. ITベンダーとの協業を通じた実務スキルの向上 4. IT関係の資格取得支援 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社Web-HPで公開（DX推進プロジェクトについて）  <https://www.kitano.co.jp/corporate/dx-kitano.php> | | 記載内容抜粋 | インフラ整備   1. 柔軟性や拡張性の向上及び最新技術を活用するためのクラウドシフトに加え、セキュアなネットワーク構築も行う。インフラ整備においては柔軟性とセキュリティのバランスを考慮し、効果的なクラウド活用を模索する。   基幹システムの再構築   1. 基幹システムの再構築を行う。レガシーシステムを刷新し、新技術の導入とビジネスプロセスの最適化を推進する。周辺システムとの連携も促進し、データをシームレスに活用できる環境を構築する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ　「北野建設のDXについて」 | | 公表日 | 2024年　6月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社Web-HPで公開（計画達成のための主な指標）  <https://www.kitano.co.jp/corporate/dx-kitano.php> | | 記載内容抜粋 | 1. 労働基準法第36条時間外労働の上限規制の順守 2. 現場利用システムの刷新及び利活用促進: 2025年度末までに活用率　90% 3. AIやRPA等の導入による工数、時間の削減目標: 2025年度末までに年間4,800時間削減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　6月　13日 | | 発信方法 | 弊社Web-HPで公開（トップメッセージ）  <https://www.kitano.co.jp/corporate/dx-kitano.php> | | 発信内容 | （メッセージ要旨）   1. 建設業界は人手不足や資材費の高騰などの課題に直面しているがデジタル技術の導入やDX推進を通じて効率化と競争力強化を図り、お客様との信頼関係を築いていく。 2. 人材確保のためには、デジタル技術を導入して効率的で魅力的な作業環境を提供し、多くの人材を惹きつけることが重要。 3. DX推進はゼネコンとしての責務。元請けであるゼネコンがDXを積極的に進めない限り、建設業界全体が効率化し競争力を維持することは難しい。建設プロジェクト全体の取りまとめを実施してきたこれまでの知見・経験とその組織力を最大限に活用し、技術の導入やプロセスの最適化を通じて、業界全体の進化を牽引していく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　10月頃　～　　2024年　2月頃 | | 実施内容 | DX推進指標に基づく自己分析を実施済  所定の「DX推進指標」自己診断フォーマット ver2.3(2023年)を添付提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　4月頃　～　　2024年　6月頃 | | 実施内容 | ITインフラの企画・構築・運用管理サービスを対象にインシデントの抑止に努めているほか、サイバーセキュリティの脅威に対する防御として、以下の「組織・人的対策」および「技術的対策」を実施している。また、これらの対策はサイバーセキュリティの環境が日々変化することを考慮し、継続的に見直し更新する。   1. 組織・人的対策  * 情報セキュリティ教育、注意喚起の実施 * 不審メール対応教育の実施 * インシデント発生の兆候の速やかな検知、適切な対応、連携体制の整備  1. 技術的対策  * エンドポイントデバイスのセキュリティ強化(暗号化振る舞い検知、BYOD利用制限など) * 多要素認証を利用した認証機能の強化 * 不審な通信などを検知するネットワーク監視 * 社内情報資産に対する脆弱性の管理 * SOCの活用による組織全体の24時間情報セキュリティ監視 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。